

障がい福祉のしおり

(令和8年4月改訂)



何のマークかわかりますか？ 解説は表紙の裏面です。

幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭

尾張旭市 健康福祉部 地域福祉課

○ 表紙のマークについて（解説）

	ぽじょ犬マーク 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマーク		ハートプラスマーク 「身体内部に障がいのある人」を表すマーク		耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマーク
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物などに付けられるマーク		聴覚障害者標識 聴覚に障がいのある方が運転する車に表示するマーク		オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設されているかたのための設備があることを示すマーク
	障害者雇用支援マーク 障がい者の在宅障害者就労支援、並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク		身体障害者標識（障がい者マーク） 肢体不自由が免許の条件である方の車に表示するマーク		障害者のための国際シンボルマーク 障がい者が容易に利用できる施設であることを示すマーク

上記のほかにこのようなマークもあります。

	手話マーク 「手話で対応をお願いします」または「手話で対応します」を表すマーク		筆談マーク 「筆談で対応をお願いします」または「筆談で対応します」を表すマーク
---	---	---	---

目 次

I 手帳

- 1 身体障害者手帳……………1
- 2 療育手帳……………1
- 3 精神障害者保健福祉手帳……………2
- 4 手帳取得後の届出義務等……………2

II 手当・年金・扶養共済制度

- 特別障害者手当・障害児福祉手当……………3
- 在宅重度障害者手当……………3
- 重度心身障害児介護手当……………4
- 特別児童扶養手当……………4
- 児童扶養手当・遺児手当……………4
- 障害基礎年金……………5
- 特別障害給付金制度……………6
- 心身障害者扶養共済制度……………6

III 医療の援助

- 自立支援医療（更生・育成・精神）……………7
- 精神障害者医療費（通院・入院）……………7
- 障害者医療費……………8
- 母子・父子家庭医療費……………8
- 指定難病患者等医療費……………8
- 後期高齢者医療制度への加入……………8
- 後期高齢者福祉医療費……………8

IV 日常生活の支援

- 補装具費の給付……………9
- 軽度・中等度難聴児の補聴器の助成……………9
- 日常生活用具の給付……………9
- ストーマ用装具の保管……………10
- 日常生活自立支援事業……………10
- 福祉資金の貸付……………10
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣……………10
- 声の広報の発行……………10
- あさひ訪問収集……………10
- 紙おむつの給付……………11
- 家具転倒防止支援事業……………11
- 日常生活支援券支給事業……………11
- 郵便等による不在者投票……………12

V 税の控除・減免

- 1 所得税及び市・県民税の控除……………13
- 2 市・県民税の非課税及び減免……………13
- 3 軽自動車税・自動車税の減免……………14

VI 障害福祉サービス等

- 1 障害福祉サービス ……15・16
 - 居宅介護・同行援護・行動援護・重度訪問介護
 - 療養介護・短期入所・生活介護・施設入所支援
 - 共同生活援助・自立生活援助・重度障害者等包括支援
 - 宿泊型自立訓練・自立訓練・就労移行支援
 - 就労継続支援・就労定着支援・就労選択支援
- 2 障害福祉サービス申請手続きの流れ ……17
- 3 障害児通所支援 ……18
 - 児童発達支援
 - 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
- 4 地域生活支援事業……………18
 - 移動支援・日中一時支援
 - 地域活動支援センター・訪問入浴サービス
- 5 難病等の支援 ……18
 - 指定難病対象疾患一覧 ……19～21

VII 住宅の整備

- 住宅改修費の給付・耐震シェルター整備事業費
補助・福祉向け県営住宅への入居 ……22

VIII 交通・社会生活等の支援

- 自動車改造費・運転免許取得費・移送サービス利用
料の助成・車いす専用車の貸出・タクシー券の交付 ……23
- タクシー料金の割引・市営バス「あさひ号」・鉄道
バス等料金・航空運賃の割引 ……24
- 有料道路通行料の割引・駐車禁止・時間制限駐車区間除
外指定車の標章・FAX110番・110番77'システム ……25
- FAX119番・eメール119番・NET119・あさひ安全
安心メール・尾張旭市電話・FAX防災情報配信サービス ……26
- 尾張旭防災アプリ・NHK受信料の免除
携帯電話料金の割引 ……27
- ヘルプカード・ヘルプマーク・耳マークシールの配布 ……28

IX その他

- 1 各種の相談事業 ……29・30
- 2 障害福祉サービス事業所 ……31～35
- 3 地域生活支援事業指定事業所 ……35
- 4 その他の施設・活動 ……36
- 5 支援・ボランティア・当事者団体 ……36
- 【障害程度別主要事業一覧】 ……37・38
- 【お問い合わせ一覧】 ……39

※ 法律の改正等により、制度や金額が変更される場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

I 手 帳

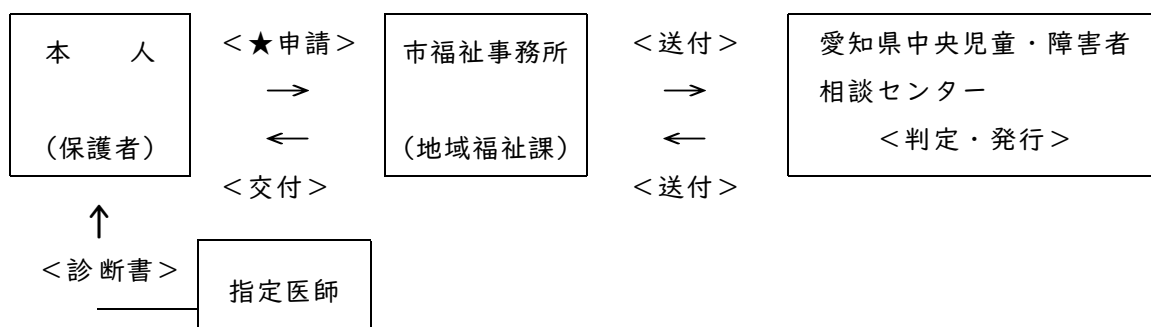
各種の福祉サービスを受けるため、障がいのあることを証明する手帳が交付されますが、その手続きは次のとおりです。窓口は市役所地域福祉課です。

1 身体障害者手帳

視覚、聴覚又は平衡、音声・言語又はそしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障がいがあるため、日常生活に制限をうけている方に対し交付される手帳です。

★申請に必要な書類等

- ① 身体障害者手帳交付申請書（用紙は地域福祉課にあります）
- ② 指定医師の意見を付した診断書（用紙は地域福祉課にあります）
- ③ 写真（手帳貼付用：上半身 縦4 cm×横3 cm、原則、撮影から1年以内のもの）
- ④ 個人番号カードまたは個人番号通知カード(注)

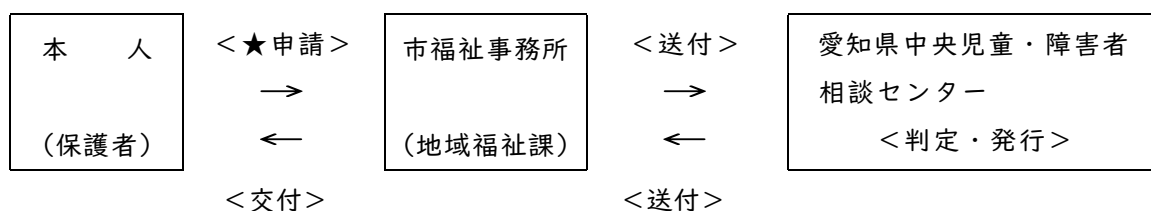


2 療 育 手 帳

愛知県中央児童・障害者相談センターにおいて知的障がいと判定された方に対し交付される手帳です。

★申請に必要な書類等

- ① 療育手帳交付申請書（用紙は地域福祉課にあります）
- ② 写真（手帳貼付用：上半身 縦4 cm×横3 cm）
- ③ 個人番号カードまたは個人番号通知カード(注)



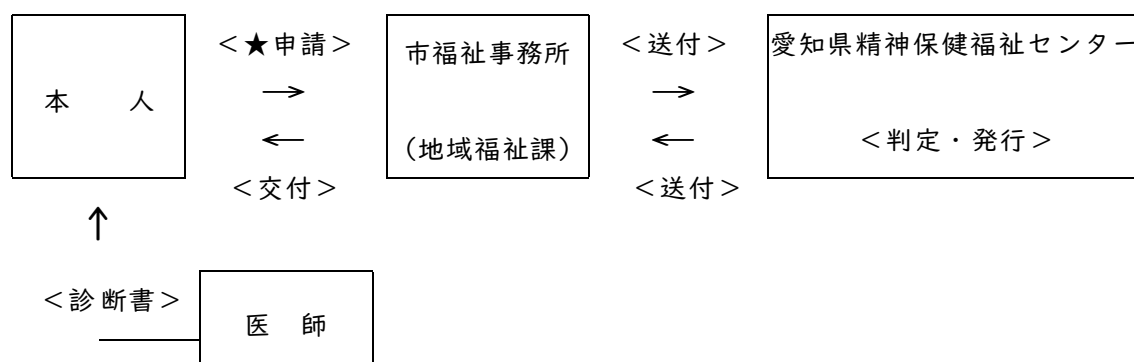
3 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対し交付される手帳です。

手帳の有効期限は2年です。2年ごとに障がいの状態を再確認し、更新が必要です。

★申請に必要な書類等

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（用紙は地域福祉課にあります）
- ② 精神障害者保健福祉手帳用診断書（用紙は地域福祉課にあります）
または、障害年金の年金証書の写しと年金支払通知書、同意書（同意書の用紙は地域福祉課にあります）
- ③ 写真（手帳貼付用：上半身、脱帽、背景なし 縦4 cm×横3 cm）
- ④ 個人番号カードまたは個人番号通知カード(注)



(注) 個人番号通知カードの場合は、本人確認書類が必要となります。

- ① 運転免許証、障がい者手帳など写真表示があるもの・・・いずれか1点
- ② 健康保険証、年金手帳など写真表示のないもの・・・いずれか2点

4 手帳取得後の届出義務等

次のような異動等があった場合は、届出、申請が必要です。（窓口は地域福祉課）

- ① 住所又は氏名が変わったとき
- ② 障がいの程度、内容が変わったとき
- ③ 手帳を破損、紛失したとき
- ④ 死亡したとき、障がい者に該当しなくなったとき
- ⑤ 再認定（身体障害者手帳）、再判定（療育手帳）、更新（精神障害者保健福祉手帳）の必要があるとき
- ⑥ 手帳の写真を今の写真に変えたいとき

Ⅱ 手当・年金・扶養共済制度

名 称	対 象 者 等	支給額(令和8年度)
特別障害者手当 (国制度) <手続先⇒地域福祉課>	20歳以上で著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とするかた。 ※ 3か月以上の長期入院者を除く。	月 30,450 円
障害児福祉手当 (国制度) <手続先⇒地域福祉課>	20歳未満で著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とするかた（児童の障がいを理由とする公的年金を受給できる場合を除く。） (上記手当の共通事項について) ※ 施設入所者を除く ※ 所得制限及び併給制限あり ※ 支給月は、年4回です。 2月（11月分、12月分、1月分） 5月（2月分、3月分、4月分） 8月（5月分、6月分、7月分） 11月（8月分、9月分、10月分）	月 16,560 円 ※障がいの程度、重複等の状況により、1,050円～6,900円の加算があります。（県制度）
在宅重度障害者手当 (県制度) <手続先⇒地域福祉課>	在宅の重度身体障がい者(1,2級)、重度知的障がい者(A判定:IQ35以下)及び身体障害者手帳の3級を持つ中度知的障害者(B判定) ※ 施設入所者及び3か月以上の長期入院者を除く。 ※ 65歳以上で新規に手帳を取得されたかたは、受給対象となりません。 例) ・65歳未満で4級取得、65歳以上で1級に 等級変更⇒<u>受給対象</u> ・65歳以上で1級取得⇒<u>受給対象外</u> ※ 所得制限及び併給制限あり ※ 支給月は、年3回です。 4月（12月分、1月分、2月分、3月分） 8月（4月分、5月分、6月分、7月分） 12月（8月分、9月分、10月分、11月分） ※毎年8月頃、状況を確認するために現況届を提出していただく必要があります。	月 6,950 円 ※ 重度の身体障がい(1,2級)で重度の知的障がい(A判定:IQ35以下)を併せ持つ場合は、月15,950円

名 称	対 象 者 等	支給額(令和8年度)
重度心身障害児介護手当 (市制度) <手続先⇒地域福祉課>	18歳未満の重度身体障がい児(1,2級)又は重度知的障がい児(A判定:IQ35以下)の介護者。 ※ 施設入所者を除く。 ※ 所得制限あり(所得税非課税世帯) ※ 支給月は、年4回です。 3月(1月分、2月分、3月分) 6月(4月分、5月分、6月分) 9月(7月分、8月分、9月分) 12月(10月分、11月分、12月分)	月 10,000 円
特別児童扶養手当 (国制度) <手続先⇒地域福祉課>	市内に住所があり、身体・知的発達または精神に中度・重度の障がい(または症状)を有する20歳未満の児童を監護・養育しているかた。 ※ 状況等を確認した上で必要書類等のご案内をしますので、地域福祉課までご相談ください。 ※ 児童の障がいを理由とする公的年金を受給できる場合を除く。 ※ 施設入所者を除く。 ※ 所得制限あり (支給月:4月・8月・11月)	障がい児一人につき 1級 月 58,450 円 2級 月 38,930 円
児童扶養手当 (国制度) <手続先⇒こども未来課>	父又は母に重度の障がいのある家庭又は母子・父子家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を監護・養育しているかた。 (注)父又は母に重度の障がいのある家庭以外でも対象となります。 ※ 施設入所者を除く。 ※ 所得制限あり(支給月:奇数月)	児童1人目 全部支給の場合 月 48,050 円 一部支給の場合 月 48,040 円～11,340 円 児童2人目以降の加算 全部支給の場合 月 11,350 円 一部支給の場合 月 11,340 円～5,680 円
遺児手当 (県制度) <手続先⇒こども未来課>	父又は母に重度の障がいのある家庭又は母子・父子家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を監護・養育しているかた。 (注)父又は母に重度の障がいのある家庭以外でも対象となります。 ※ 児童が父又は母に支給される公的年金の加算対象となっている場合等を除く。 ※ 施設入所者を除く。 ※ 所得制限あり(支給月:奇数月)	・支給開始～3年目 月 4,350 円 ・4年目～5年目 月 2,175 円 ・6年目以降手当の支給はなくなります。

名 称	対 象 者 等	支給額(令和8年度)
障害基礎年金 ○初診日において 国民年金第1号被保険 者の場合 ＜手続先⇒保険医療課＞ ○初診日において 国民年金第3号被保険 者の場合 ＜手続先 ⇒お近くの年金事務所＞ ○初診日において 厚生年金保険被保険者 の場合 ＜手続先 ⇒お近くの年金事務所＞	次の①～③<u>すべて</u>に該当しているかた ① 障がいの原因となった病気やけがで初めて医師 の診療を受けた日（初診日）において、次のどれ かに該当していること ・国民年金の被保険者であること ・国民年金の被保険者であった人が日本国内に住 所があって60歳以上65歳未満であること ※老齢年金を繰り上げて受給するかた を除く。 ・20歳前であること（③の納付要件は不要） ② 初診日から1年6か月を経過した日（その期間 内に治った場合はその日）の障がいの程度が国民 年金の障害等級表の1級又は2級に該当している こと ③ 初診日の前日において、初診日がある月の2カ 月前までの被保険者期間のうち、保険料納付済期 間、保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特 例期間を合わせた期間が3分の2以上あること 初診日が令和18年3月31日までにあるときは、 ・初診日において65歳未満であること ・初診日の前日において、初診日がある月の2カ 月前までの直近1年間に保険料の未納期間がない こと ※ 初診日において厚生年金保険の被保険者であっ た場合は、障害厚生年金（1級～3級）や障害手当 金等の制度がありますので、詳しくは、お近くの 年金事務所へお問い合わせください。 ◆日本年金機構 瀬戸年金事務所 瀬戸市共栄通4-6 ☎ (0561)83-2412（代表） 自動音声案内に従って番号を押してください。 お客様相談室①→②	1 級 月 88,260 円 (昭和31年4月1日以前に 生まれた方は月 88,010 円) 2 級 月 70,608 円 (昭和31年4月1日以前に 生まれた方は月 70,408 円) 子の加算額 1 人目・2 人目 年額 243,800 円/人 3 人目以降 年額 81,300 円/人 ※支給額、法令改正によ り変更となる場合があ ります。 ※20歳前疾病による障害 基礎年金には所得制限 があります。

名 称	対 象 者 等	支給額(令和8年度)
特別障害給付金制度 <手続先⇒保険医療課>	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情によって障害基礎年金等を受給していない障がい者のかたを対象に、特別障害給付金が支給されます。 <u><対象者></u> 次の①又は②に該当するかたで、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいに該当するかた ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった、厚生年金保険又は共済組合等の加入者の配偶者 ※ 経過的福祉手当を受給しているかたが特別障害給付金の支給を受ける場合、経過的福祉手当は支給停止になります。 ※ 給付金は請求のあった月の翌月分から支給されますので、該当されるかたはお早めにご相談ください。 ※ 詳しくは、日本年金機構のホームページにてご確認ください。	1級 月額58,650円 2級 月額46,920円 ※収入や年金受給の状況によって支給が制限されることがあります。 ※支給額は、法令改正により変更となる場合があります。
心身障害者扶養共済制度 (県制度) <手続先⇒地域福祉課>	障がい児・者を扶養しているかたが健康なうちに掛金を拠出し、扶養者が死亡したり重度の障がいとなったりした場合に、年金を支給します。 ○掛金：加入時の扶養者の年齢により異なる。 ・1口当たり（月額）9,300円※～23,300円 ※ 新規加入の場合は、9,300円～となります。（条件により、掛金を免除される場合もあり） ・2口まで加入できます。 ※ 加入対象者 身体障がい者（1級～3級）、知的障がい者又は精神障がい者若しくは同程度の障がいのあるかたを扶養している保護者（特別の疾病や障がいを有していない65歳未満のかた）	年金額 掛金1口当たり月額 20,000円 ※残された障がい児・者に支給

Ⅲ 医療の援助

名 称	内 容	対 象 者
自立支援医療 (更生医療・育成医療) <手続先⇒地域福祉課>	(更生医療) 身体障がい者が身体の機能の回復を図るために必要な医療の給付を行います。 (育成医療) 身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がいの除去・軽減に必要な医療の給付を行います。 ※ 自己負担については、原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じて一月あたりの負担額に上限額が設定されます。	・(更生医療) 18歳以上の身体障がい者 ・(育成医療) 18歳未満の児童の保護者 (一定所得以上のかたを除きます。)
自立支援医療 (精神通院医療) <手続先⇒地域福祉課>	精神的な病気の治療のためにかかった通院医療費を負担します。 自己負担については、原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じて一月あたりの負担額に上限額が設定されます。 ※ 本市では、自己負担額を助成する制度があります。(下欄参照)	精神障がい者 (一定所得以上のかたを除きます。)
精神障害者医療費の助成 (精神通院医療) <手続先⇒保険医療課>	自立支援医療(精神通院)を受給しているかたが、指定医療機関で医療を受けた場合、自立支援医療適用後の通院医療費の自己負担額を助成します。	自立支援医療受給者証(精神通院)所持者
精神障害者医療費の助成 (精神入院医療) <手続先⇒保険医療課> 	精神的な病気で入院医療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担額の1/2を助成します。 ※ 申請時に診断書が必要	精神保健福祉法第5条第1項に規定する精神障がい者で療養を受けているかた(措置入院のかたを除く) ※精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者のかたは、次の障害者医療費の助成を確認してください。

名 称	内 容	対 象 者
障害者医療費の助成 ＜手続先⇒保険医療課＞ ※ 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がい状態にあると認定されたかたは助成不可。(ただし、後期高齢者医療制度加入後、後期高齢者福祉医療で助成可能)	障がいのあるかたが医療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担額を助成します。 ※ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者で、自立支援医療受給者証（精神通院）非該当のかたは、入院医療費の保険診療にかかる自己負担額のみ対象	・身体障がい者 1～3 級（腎臓機能障害は 4 級、進行性筋委縮症は 4～6 級も対象） ・療育手帳 A・B 判定 ・自閉症状群と診断されているかた ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級と自立支援医療受給者証（精神通院）所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者（自立支援医療受給者証（精神通院）非該当のかた）
母子・父子家庭医療費の助成 ＜手続先⇒保険医療課＞	母子、父子家庭のほか、重度障がいのある父又は母がいる家庭（母子、父子家庭と同じ扱いになる家庭）、父母のない児童が医療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担額を助成します。 ※ 所得制限あり	・18 歳以下の児童を扶養している配偶者のいない保護者（配偶者に重度の障がいのある父母を含む。）とその児童 ・父母のいない児童（18 歳に達する年度の 3 月 31 日まで）
指定難病患者等医療費の助成 ＜手続先⇒保険医療課＞	難病のあるかたが、入院医療を受けた場合、保険診療にかかる入院分の自己負担額を助成します。	・特定医療費受給者証（指定難病）所持者 ・特定疾患医療給付事業受給者票所持者
後期高齢者医療制度への加入 ＜手続先⇒保険医療課＞	65 歳以上 75 歳未満のかたで、一定の障がいがあるかたは、申請により愛知県後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、後期高齢者医療制度に加入することができます。	・身体障がい者 1～3 級（下肢障害 4 級の 1・3・4 号、音声機能又は言語機能の 4 級） ・療育手帳 A 判定 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級
後期高齢者福祉医療費の助成 ＜手続先⇒保険医療課＞	後期高齢者医療被保険者が、医療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担額を助成します。	障害者医療費、精神障害者医療費、母子・父子家庭医療費、指定難病患者等医療費の助成の対象者など

Ⅳ 日常生活の支援

名 称	内 容	対 象 者
補装具費の給付 <手続先⇒地域福祉課>	身体障がい児（者）に身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具を購入・修理・貸与するための費用を給付します。 ○器具の種類は次のとおりです。 義手、義足、装具、補聴器、車いす、 重度障がい者用意志伝達装置、義眼、眼鏡等 ※ 装具など治療用装具として医療保険等で対応できる場合は、治療用装具が優先となります。 ※ 利用者自己負担額があります。	身体障がい児（者） ※障害の内容により用具等の制限があります。 ※所得制限があります。 ※介護保険が優先される品目があります。
軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の助成 <手続先⇒地域福祉課>	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成します。 ※ 利用者自己負担額があります。	次の要件を満たす18歳未満の児童 ・本市に住所を有していること ・原則として両耳とも聴力30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象となっていないこと ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの
日常生活用具の給付 <手続先⇒地域福祉課>	在宅の重度身体障がい児（者）が自力での日常生活を送ることができるよう生活用具を給付します。 ○用具は次のとおりです。 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、透析液加湿器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、人工呼吸器バッテリー、自家発電機、外部バッテリーまたはポータブル電源、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルコーダー、視覚障害者用ICタグリーダー、視覚障害者用ICリーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、暗所視支援眼鏡、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、人工鼻、福祉電話（貸与）、ファックス、視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）、点字図書、視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ、スローマ装具（消化器系・尿路系）、紙おむつ等、収尿器、居宅生活動作補助用具	重度の障がい児（者）、難病患者 ※障害の内容により用具等の制限があります。 ※本市では利用者自己負担額は上記の補装具に準じています。 ※介護保険が優先される品目があります。 ※長期入院や施設入所（一部施設を除く）は除く。

名 称	内 容	対 象 者
ストーマ用装具の保管 <手続先⇒地域福祉課>	大規模災害時に自宅から自己所有のストーマ用装具の持ち出しができなくなったときに備えて、ストーマ用装具をお預かりします。 ※ 保管場所は保健福祉センター（福祉避難所） ※ 保管は1週間程度の使用量となります。	市内に住所を有し、ストーマ用装具を使用している身体障がい者手帳所持者
日常生活自立支援事業 <手続先 ⇒社会福祉協議会> ☎0561-54-4540	日常生活に不安を抱えている知的障がい者や精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方を対象に福祉サービスの利用をお手伝いします。	・知的障がい者 ・精神障がい者
福祉資金の貸付（生活福祉資金） <手続先 ⇒社会福祉協議会> ☎0561-54-4540	障がい者のいる世帯に一時的に必要な資金の貸し付けをします。 申請後、貸付の可否について、愛知県社会福祉協議会の審査があります。	障がい者のいる世帯 ※所得制限があります。
手話通訳者の派遣 <手続先⇒地域福祉課>	聴覚障がい者などが、手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。 ※ 原則、7日前までにお申し込みください。	・聴覚障がい者 ・音声言語機能障がい者
要約筆記者の派遣 <手続先⇒地域福祉課>	聴覚障がい者などが、筆記通訳を必要とする場合に、要約筆記者を派遣します。 ※ 原則、7日前までにお申し込みください。	・聴覚障がい者 ・音声言語機能障がい者
声の広報の発行 <手続先 ⇒社会福祉協議会> ☎0561-54-4540	視覚障がい者へ音声による情報提供を行います。 ※ 主に広報おわりあさひ、市議会だより、社協だより尾張あさひ等をカセットテープ等に録音してお届けします。	・視覚障がい者
あさひ訪問収集 <手続先 ⇒環境事業センター・環境課> ☎0561-52-8000	日常のごみの排出が困難な世帯について、定期的に玄関先までごみの収集に伺います。 ※ 申請後、環境事業センター職員が実態調査を行い、適当と認められた世帯に対してあらかじめ協議して決めた日から「あさひ訪問収集」を開始します。	障がいをお持ちのかた又は要支援・要介護の認定を受けているかたのみの世帯で、集積所までごみを運ぶことが困難な世帯

名 称	内 容	対 象 者
紙おむつの給付 <手続先⇒社会福祉協議会> ☎0561-54-4540	在宅の知的障がい児（者）及び介護保険要介護3以上のかたに必要なかたに給付します。 （月30枚程度、尿とりパッドは60枚程度）	・療育手帳A・B判定の交付を受けたかた ・介護保険要介護3以上のかた ※施設入所中、医療機関入院中のかたを除きます。
家具転倒防止支援事業 <手続先⇒危機管理課>	地震発生時の家具等の転倒を防止する作業に要する費用を市が全額負担します。（ただし、家具固定器具代は自己負担）。 家具等の種類は、たんす、食器棚、本棚、冷蔵庫、テレビ等で、最大5台の家具の固定ができます。	以下のかたが属する世帯 ・身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けたかた ・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたかた ・療育手帳（A・B判定）の交付を受けたかた ・難病患者の指定を受けたかた
日常生活支援券支給事業 （あさひスマイルチケット） <問い合わせ先⇒地域福祉課>	障がいのあるかた等の日常生活の支援を目的とした、市内の登録店舗にて日用品やサービスなどを購入するときに使用できる日常生活支援券「あさひスマイルチケット」10,000円分（500円分×20枚）を支給します。 ※ 使用期限は事業実施年度の3月末までとなります。 ※ 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者のかたはお住まいの地区を担当する民生委員が訪問し、お渡しします。 ※ 被爆者、じん肺患者のかたは市職員が訪問し、お渡しします。 ※ 精神障害者保健福祉手帳所持者のかたは、自宅に簡易書留で郵送します。	事業実施年度の8月1日時点において、以下のすべてに該当するかた ・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、被爆者及びじん肺患者のいずれかのかた ・本市に住民票があり、現に居住しているかた ・施設に入所をしていないかた（一部施設を除く） ・当該年度の地方税に基づく市民税が非課税のかた ・生活保護法による被保護者でないかた

名 称	内 容	対 象 者
郵便等による不在者投票 <手続先⇒選挙人名簿登録地の選挙管理委員会>	身体に重度の障がいがあるかた等は、自宅などから郵便で投票する郵便等による不在者投票制度を御利用いただけます。 この制度を利用するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。 また、郵便等による不在者投票をすることができるかたで、自ら投票の記載をすることができない者として定められたかたは、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限ります。）に投票に関する記載をさせる代理記載制度を御利用いただけます。	郵便等による不在者投票制度の対象者 ○身体障害者手帳において以下のいずれかの要件に該当しているかた ・両下肢、体幹、移動機能の障害Ⅰ級・Ⅱ級のかた ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害Ⅰ級・Ⅲ級のかた ・免疫、肝臓の障害Ⅰ級・Ⅱ級・Ⅲ級のかた ○戦傷病者手帳において以下のいずれかの要件に該当しているかた ・両下肢、体幹の障害 特別項症・第Ⅰ項症・第Ⅱ項症のかた ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 特別項症・第Ⅰ項症・第Ⅱ項症・第Ⅲ項症のかた ○介護保険被保険者証において以下の要件に該当しているかた・要介護Ⅴのかた 代理記載制度の対象者 郵便等による不在者投票をすることができるかたで、かつ以下のいずれかの要件に該当しているかた ○身体障害者手帳において上肢、視覚の障害Ⅰ級のかた ○戦傷病者手帳において上肢、視覚の障害 特別項症・第Ⅰ項症・第Ⅱ項症のかた

V 税の控除・減免

I 所得税及び市・県民税の控除

本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者である場合に、課税対象の所得額から次の額が控除されます。

区 分	対 象 者	所得税控除額（税務署）	市・県民税控除額（市税務課）
障害者控除	普通障害者 身体障がい者…3級～6級 知的障がい者…B判定・C判定 精神障がい者…2級・3級	1人につき 27 万円	1人につき 26 万円
	特別障害者 身体障がい者…1級・2級 知的障がい者…A判定 精神障がい者…1級	1人につき 40 万円 （同居特別障害者の場合は 35 万円加算）	1人につき 30 万円 （同居特別障害者の場合は 23 万円加算）

<問い合わせ先 所得税：尾張瀬戸税務署 市・県民税：市役所税務課市民税係>

2 市・県民税の非課税及び減免

- （1）前年中の合計所得金額が135万円以下の障がい者は市・県民税が非課税となります。
 - （2）前年中の合計所得金額が135万円を超え、145万円以下の障がい者は、市・県民税の半額が減免※になる場合があります。
 - （3）前年中の合計所得金額が135万円以下の障がい者である夫と生計を一にする妻で、前年中の総所得金額が135万円以下の場合は、市・県民税の半額が減免※になる場合があります。
- （※ 減免の適用には所定の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。）

<問い合わせ先 市役所税務課市民税係>

3 軽自動車税・自動車税の減免

(1) 軽自動車税の減免について

身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者または精神障がい者のかたが所有される軽自動車については、軽自動車税の全額減免制度があります。減免を受けられるのは、障がいのあるかた1名につき軽自動車、原動機付き自転車、オートバイもしくは普通自動車のいずれか1台に限ります。

○減免の対象となる軽自動車等

対象		所有者	運転者
身体障がい者 (※下記の障がいの範囲に該当するかた)	18歳以上	障がい者本人	1. 障がい者本人 2. 生計を一にするかた 3. 常時介護するかた 上記2、3の場合は、専ら ^{もっぱら} 障がい者の通学、通園、通院、通所または生業のために使用するものであれば減免の対象になります。
	18歳未満	障がい者本人または生計を一にするかた	
知的障がい者(判定区分A) 精神障がい者(1級)		障がい者本人または生計を一にするかた	

※減免の対象となる障がいの範囲

障がいの区分		障がい者本人が運転する場合	生計を一にするかた等が運転する場合
視覚障害		1級から4級まで	同左
聴覚障害		2級及び3級	同左
平衡機能障害		3級	同左
音声機能障害		3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—
上肢不自由		1級及び2級	同左
下肢不自由★		1級から6級まで	1級から3級まで
体幹不自由		1級から3級まで及び5級	1級から3級まで
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	同左
	移動機能★	1級から6級まで	1級から3級まで
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸機能障害		1級、3級及び4級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級まで	1級から3級まで
肝臓の機能障害		1級から4級まで	1級から3級まで

上記★の障がいのかたで7級に該当し、他の障がいを有することにより身体障害者手帳の交付を受けているかたについてはこれらの障がいの級別を6級とします。

○車いすの昇降装置等のある車両

<対象>

- ・構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車等
(構造の例：車いすの昇降装置及び固定装置、または浴槽の設備など)

<申請及び問い合わせ先 市役所税務課資産税係>

(2) 自動車税の減免について

東尾張県税事務所(春日井市)にお問い合わせください。

Ⅵ 障害福祉サービス等

Ⅰ 障害福祉サービス・・・国により内容、サービスに係る費用が定められている事業

「介護給付」（障がいにより起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援）と「訓練等給付」（地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援）の２つの種類があります。

名 称	内 容	対 象 者
居宅介護 (ホームヘルプサービス) 「介護給付」	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	・障害支援区分が区分１以上であるかた ・障がい児
同行援護 「介護給付」	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有するかたに、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	・視覚障がい者（児）
行動援護 「介護給付」	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要なかたに、行動する時必要な介助や外出時の移動の補助をします。	・障害支援区分が区分３以上の知的障がい者（児）又は精神障がい者で、一定の要件を満たすかた
重度訪問介護 「介護給付」	重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とするかたに、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における支援などを総合的に行います。	・障害支援区分が区分４以上で、一定の要件を満たすかた
療養介護 「介護給付」	病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を総合的に行います。	・医療及び常時の介護を必要とする障がい者で、長期の入院による医療的ケアを要するかた
短期入所（ショートステイ） 「介護給付」	障がい者を家庭で介護しているかたが、疾病、事故、休養等により、自宅で介護できなくなった時に、一時的に施設において、介護を受けながら生活することができます。	・障がい者（児）
生活介護 「介護給付」	常に介護を必要とするかたが、昼間に入浴、排泄、食事などの介護を受けるとともに、自分の趣味を生かした活動やものづくりの活動を行います。	・障害支援区分が区分３以上 ・50歳以上の場合は、区分２以上
施設入所支援 「介護給付」	施設に入所する障がいのあるかたに対し、夜間や休日に、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。	・障害支援区分が区分４以上 ・50歳以上の場合は、区分３以上
共同生活援助 (グループホーム) 「訓練等給付」	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	・就労しているか、就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者のかたで、相談等の日常生活上の援助が必要なかた

名 称	内 容	対 象 者
自立生活援助 「訓練等給付」	障害者支援施設やグループホーム等を利用していたかたで、一人暮らしを希望するかた等に、必要な情報提供、助言、関係機関との調整等を行います。	→地域福祉課へお問い合わせください
重度障害者等包括支援 「介護給付」	常時介護を要する障がいのあるかたに対し、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。	障害支援区分が区分６に該当し、意思疎通に著しい困難を有し、一定の要件を満たすかた
宿泊型自立訓練（生活訓練） 「訓練等給付」	知的障がいまたは精神障がいのあるかたに対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。	→地域福祉課へお問い合わせください
自立訓練（機能訓練） 「訓練等給付」	理学療法士や作業療法士の身体的リハビリテーションや日常生活上の支援等を行います。	→地域福祉課へお問い合わせください
自立訓練（生活訓練） 「訓練等給付」	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を行います。	→地域福祉課へお問い合わせください
就労移行支援 「訓練等給付」	一般企業等への就労を希望する人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	・一般企業等への就労を希望するかたで、支援を受けることで、適正にあった職場への就労等が見込まれるかた (65歳未満のかた)
就労継続支援（A型・B型） 「訓練等給付」	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	・一般企業等での就労は難しいが、就労の機会などを通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待されるかたや、能力の向上を図ることで就労が可能なかた
就労定着支援 「訓練等給付」	一般企業等への就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるよう、訪問や来所により必要な支援をします。	・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、新たに雇用されたかたで、就労を継続している期間が6か月を経過しているかた
就労選択支援 「訓練等給付」 ※令和7年10月創設	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有するかた及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用しているかた

- ① 費用負担・・・原則サービス費用の1割が利用者の負担となりますが、所得に応じて利用者負担額が変わります。
- ② 介護保険優先・・・介護保険の対象となるサービスについては、介護保険が優先となります。
- ③ 申請手続き・・・「2 障害福祉サービスを受けるまでの流れ」のとおり
- ④ 問合せ先・・・地域福祉課

2 障害福祉サービスを受けるまでの流れ

サービスを利用するかたの障がいの程度や状況、生活環境などにより、サービスの種類や利用料が定められます。サービスを利用する場合は「受給者証」の交付手続きが必要です。

※介護保険に該当するかたについては、一部のサービスは介護保険優先となります。

① 相談・申請	・相談支援事業所へ相談してください。（P31 参照） ＊障がい者：尾張旭市障がい者基幹相談支援センター ＊障がい児：つぐみ ・サービスの利用が必要とされる場合は、地域福祉課へ申請します。
② 認定調査	・市の認定調査員が本人の心身の状況や生活環境などについて聞き取ります。
③ 一次判定	・認定調査及び医師意見書の結果に基づき、コンピュータ判定が行われます。 ・医師意見書は市が依頼します。
④ 認定審査会 (二次判定)	・一次判定結果、概況調査、医師意見書などを踏まえ、審査会で二次判定を行います。
⑤ 認定・結果通知	・二次判定の結果に基づき、非該当、区分1から区分6の認定が行われます。

⑥ サービス等利用 計画案の提出	・相談支援事業者と契約を結び、相談支援専門員がアセスメントの状況を踏まえ、最も最適なサービスの組み合わせや支援の方針などを決めた「サービス等利用計画案」の作成を依頼し、市に提出します。
⑦ 支給決定・交付	・サービス等利用計画案を踏まえて、サービスの種類や支給量などを決定し、申請者に通知、「受給者証」を交付します。
⑧ サービスの 利用開始	・申請者は、サービス提供事業者と契約を結び、サービスの利用を開始します。 ・事業所では、専門員が作成した「個別支援計画」に基づきサービスが提供されます。
⑨ モニタリング	・相談支援専門員が、サービスの量や内容などについて適正かどうかの検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

※18歳未満の児童については、障害支援区分の認定手続き（②～⑤）はありません。

※18歳以上のかたのうち、訓練等給付や地域相談支援給付を利用する場合は、③④⑤は省略されます。

※「サービス等利用計画」とは、本人及び家族の生活の意向・総合的な援助の方針・生活全般の解決すべき点・提供される福祉サービス等の種類、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項・モニタリング期間等を記載したものです。

3 障害児通所支援・・・児童福祉法に基づくサービス

名 称	内 容	対 象 者
児童発達支援 ＜手続先⇒地域福祉課＞	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	・障がい児（未就学児）
放課後等デイサービス ＜手続先⇒地域福祉課＞	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行います。	・就学中（小学生から高校生まで）の障がい児
保育所等訪問支援 ＜手続先⇒地域福祉課＞	保育所等を訪問し、障がい児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	・障がい児
居宅訪問型児童発達支援 ＜手続先⇒地域福祉課＞	自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	・児童通所サービスを受けるために外出することが困難な重度の障がい児

※ 原則サービス費用の1割が利用者の負担となりますが、所得に応じて利用者負担額が変わります。

※ 満3歳児になってから初めての4月1日から3年間は無償化の対象です。（手続きは不要です。）

4 地域生活支援事業・・・障害者総合支援法に基づき、市町村毎で行う事業

名 称	内 容	対 象 者
移動支援 ＜手続先⇒地域福祉課＞	屋外での移動が困難なかが、円滑に外出ができるよう、移動を支援（介助）します。	・障がい児・者 ※行動援護及び同行援護の利用者を除く
日中一時支援 ＜手続先⇒地域福祉課＞	日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護をしている家族の一時的な休息のためのものです。	・障がい児・者
地域活動支援センター ＜手続先⇒地域福祉課＞	自分の趣味を生かした活動や、ものづくりの活動ができる機会や、社会との交流の機会を提供します。	・障がい児・者
訪問入浴サービス ＜手続先⇒地域福祉課＞	家庭で入浴させることが困難な重度のかたに移動入浴車を派遣します。 ※利用回数の制限があります。	・重度の下肢・体幹機能障がいのかた

※ 原則サービス費用の1割が利用者の負担となりますが、所得に応じて利用者負担額が変わります。

5 難病等の支援

障害者総合支援法の施行により、平成25年4月から障がい者の範囲に難病等のかたが加わり、障害福祉サービス等が利用できるようになりました。対象となるかたは、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

○対象疾病 ⇒ 一覧（P19～21）のとおり

○手続き ⇒ 診断書又は特定疾患医療受給者証等を持参の上、市役所地域福祉課窓口に支給を申請してください。

障害者総合支援法の対象疾病一覧（令和7年4月から）

- 新たに対象となる疾病（7疾病）
 △ 表記が変更された疾病（2疾病）
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1 p 36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膀胱炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1関連脳小血管病
33	HTLV-1 関連脊髄症
34	A T R - X 症候群
35	A D H 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2重複症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ●
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜 ○
44	黄色靱帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー

番号	疾病名
46	大田原症候群
47	オクスピタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性 ○
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
64	環状20番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モフト症候群
70	急性壊死性脳症 ○
71	急性網膜壊死 ○
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	グルコーストランスポーター1欠損症
88	グルタル酸血症1型
89	グルタル酸血症2型
90	クロウ・深瀬症候群

番号	疾病名
91	クローン病
92	クローンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症 ●
99	原発性局所多汗症 ○
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡的大腸炎 ○
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高 I g D 症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靱帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症1型
116	高チロシン血症2型
117	高チロシン血症3型
118	後天性赤芽球病
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ●
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群 ○
127	骨髄線維症 ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	5 p 欠失症候群
130	コフィン・シリズ症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○

障害者総合支援法の対象疾病一覧（令和7年4月から）

- 新たに対象となる疾病（7疾病）
- △ 表記が変更された疾病（2疾病）
- 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全 ○
149	システロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症 ●
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクローヌステんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時呼吸低活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン ○
178	脆弱X症候群
179	脆弱X症候群関連疾患
180	成人発症スチル病

番号	疾病名
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアブテリン還元酵素（S R）欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（G P I）欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群 ○
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群（カルタグナー症候群を含む。)
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群 ○
221	高安静脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎

番号	疾病名
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群 ○
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV 4 異常症
240	TSH分泌亢進症
241	TNF受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	突発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴 ○
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2欠失症候群
260	乳児発症STING 関連血管炎 ●
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳腱黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬

障害者総合支援法の対象疾病一覧（令和7年4月から）

- 新たに対象となる疾病（7疾病）
- △ 表記が変更された疾病（2疾病）
- 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	パージャール病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症 ○
282	P C D H 19関連症候群
283	P U R A 関連神経発達異常症 ●
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
292	ビッカーstaff脳幹脳炎
293	非典型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎 ○
297	肥満低換気症候群 ○
298	表皮水疱症
299	ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）
300	VATER症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）

番号	疾病名
316	閉塞性細気管支炎
317	β-ケトチオラーゼ欠損症
318	ベーチェット病
319	バスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシチン尿症
330	ボルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膵炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メーブルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症 △
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウィルソン症候群
353	薬剤性過敏症候群 ○
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○

番号	疾病名
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症/ゴーム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群 ●
375	ロスモンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

Ⅶ 住宅の整備

名 称	内 容	対 象 者
住宅改修費の給付 (日常生活用具の給付) <手続先⇒地域福祉課>	自宅の段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具（手すりなど）の購入費及び改修工事費を給付します。(上限額 20万円)	下肢・体幹・移動機能障がい の1～3級の身体障がい者 ※介護保険が優先されます。
耐震シェルター整備事業費補助 <手続先⇒都市計画課>	昭和56年5月31日以前に着工された旧基準木造住宅で、市の実施する無料耐震診断の結果、判定値が0.4以下の住宅に耐震シェルター・防災ベッドを整備する工事費用に対し補助金を交付します。(上限額30万円)	・申請年の年度末時点で65歳以上の高齢者又は障がい者を含む世帯
福祉向け県営住宅への入居 <手続先 ⇒各地区の県営住宅管理事務所> 名古屋・尾張 TEL 052-973-1791 一宮 TEL 0586-28-5411 知多 TEL 0569-23-2716 海部 TEL 0567-24-7330 豊田加茂 TEL 0565-34-2001 知立 TEL 0566-84-5677 西三河 TEL 0564-23-1863 東三河 TEL 0532-53-5616	県営住宅への入居を希望している障がい者のいる世帯が入居できるように、福祉向け県営住宅入居制度があります。 また、世帯の収入等により、家賃が減額される制度もあります。 ◎募集案内 ・定期募集案内配布時期（抽選） 4月・8月・12月（各月中旬頃） ・常時募集案内配布開始時期（先着順） 2月・6月・10月（各月中旬頃） 申込用紙は、都市計画課にあります。	心身障害者世帯（申込者本人又は同居する家族の中に中度（B・3度）以上の知的障害、中度（2級）以上の精神障害、4級以上の障害がある身体障害者、又は恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯）など ※詳しくは、県営住宅募集案内をご覧くださいか、県営住宅管理事務所へお問合せください。

VIII 交通・社会生活等の支援

名 称	内 容	対 象 者
自動車改造費の助成 ＜手続先⇒地域福祉課＞	身体障がい者の就労などに伴い、身体障がい者が運転する自動車のハンドルやアクセルなどの改造が必要な場合、経費の一部を助成します。	運転免許証の「免許の条件等」欄に改造した自動車のみに限定する条件が付された身体障がい者 ※所得制限あり
自動車運転免許取得費の助成 ＜手続先⇒地域福祉課＞	身体障がい者の就労などに伴い、道路交通法に定める普通自動車免許の取得に要する経費の一部を助成します。 (免許を取得するために要した費用の3分の2以内の額で上限 10 万円)	市内に住所を有し、就労、通院、通学等のため、道路交通法に規定する自動車教習所で免許を取得した身体障がい者 ※免許取得後、6 か月以内に申請してください。
移送サービスの利用助成 (市制度) ＜手続先⇒長寿課＞	要介護認定が4・5のかたや障がい等で一般の公共交通機関の利用が困難なかに、特殊(リフト付き)車両を利用する際の利用率(4,000 円以内 年間 12 回分)を助成します。 ※ 障がい者タクシー、高齢者バス・タクシーの料金助成との併用はできません。	・下肢・体幹機能障害の1・2 級の身体障がい者 ・介護保険における要介護度が4・5のかた ※いずれも、介護保険施設入所者を除きます。
車いす専用車の貸出 (社会福祉協議会制度) ＜手続先⇒社会福祉協議会＞	無料 (※ 燃料費については、原則満タン返しとしますが、走行距離が短いこと等の理由により、満タン返しが難しい場合は走行距離5 km未満は100円、5 km以上10 km未満は200円、以降5 kmごとに100円を加算した額をいただきます。※ 有料道路通行料、駐車料金等、運行の際にかかった費用は、利用者に負担していただきます。)	尾張旭市社会福祉協議会の会員である車いす使用者又は申請者のいずれかで、運転者を確保できるかた。 (車いす利用者本人が運転する場合は対象としない。)なお、運転者の確保が難しいかたは社会福祉協議会にご相談ください。
障がい者タクシー料金助成 利用券の交付 (市制度) ＜手続先⇒地域福祉課＞	タクシーを利用する場合の基本料金(500 円以内)を助成する利用券を交付します。(年間 36 回分) ※ 手帳の提示を求められる場合があります。 ※ 登録のあるタクシー会社のみ使用できます。 ※ 移送サービス、高齢者バス・タクシー料金助成との併用はできません。	・1・2 級の身体障がい者 ・下肢・体幹機能障害の3 級の身体障がい者 ・重度・中度の知的障がい者(A・B判定) ・1 級 of 精神障がい者

名 称	内 容	対 象 者
タクシー料金の割引 <問い合わせ先 ⇒各タクシー会社>	障がい者がタクシーを利用した場合、迎車料等を除く規定料金の1割が割引になる場合があります。 ※ 登録のあるタクシー会社のみ使用できます。 ※ 詳細は各タクシー会社にご確認ください。	障がい者
市営バス「あさびー号」 <問い合わせ先⇒都市計画課>	1乗車100円ですが、未就学児及び障がい者本人（付添い人も1名まで）は無料となります。 ※乗車時に手帳の提示が必要です。マイナポータルと連携済みのミライロIDに限り、手帳の代わりとして利用できます。 ※運行日：毎日（年末年始（12/29～1/3）は運休） ※手帳に写真が添付されていないと利用できない場合があります。 ◎車いす対応車両を利用できます。 ※利用には事前予約が必要です。詳細は市のホームページか、豊栄交通株式会社にご確認ください。 ○豊栄交通株式会社尾張旭営業所 電話 54-7717 FAX 54-7724	障がい者
鉄道・バス等料金の割引 <手続先⇒各鉄道・バス会社>	障がい者が利用する場合の運賃等が割引されます。また、介護者についても割引が適用される場合があります。 ※ 各鉄道・バス会社で割引の対象になる障がい者、割引金額が異なります。 ※ 詳細は各鉄道・バス会社にご確認ください。 ※ 鉄道・バス会社によっては、割引の対象にならない場合もあります。	障がい者
航空運賃の割引 <手続先⇒各航空会社支店> 営業所 指定代理店	満12歳以上の障がい者及び介護者1名が国内定期航空路線を利用する場合の旅客航空運賃が割引されます。 ※ 平成30年10月から新たに精神障がい者が対象となりました。実施時期等は各航空会社にご確認ください。 ※ 割引率…各航空会社にお問合わせください。 <u>きっぷ購入時に手帳を窓口に提示してください。</u>	・身体障がい者 ・知的障がい者 ※ 第1種障がい者の場合は本人及び介護者1名 ※ 第2種障がい者の場合は本人（航空会社によっては介護者1名も対象となる場合あり） ・精神障がい者

名 称	内 容	対 象 者
有料道路通行料の割引 <手続先⇒地域福祉課>	障がい者自ら又は介護者の運転により有料道路を通行する場合に通行料金が割引されます。割引率は50%、ETCも可。(ただし、ETC利用による時間帯割引(深夜割引等)との併用はできません。) ※ 申請に必要なものについては、お問い合わせください。 ※ オンライン申請も可能です。 (URL https://www.expressway-discount.jp)	(本人運転) ・身体障がい者 (介護者運転) ・第Ⅰ種の身体障がい者 ・第Ⅰ種の知的障がい者
駐車禁止・時間制限駐車区間 除外指定車の標章 <手続先⇒守山警察署> 守山警察署交通課 052-798-0110	県公安委員会から駐車可の標章の交付を受け、現に障がい者本人が使用中の場合に限り、駐車禁止(法定禁止を除く)の標識の立っている場所に駐車できます。 ※ 詳細は守山警察署にご確認ください。	障がい者
FAX110番 <手続先⇒警察署>	聴覚や言語等に障がいのあるかたが犯罪の被害にあわれたり、犯罪を目撃された場合など、FAXで通報されると、パトロールカーや交番の警察官が対応します。 ○ FAXフリーダイヤル 0120-110-369	・聴覚障がい者 ・音声言語障がい者
110番アプリシステム <手続先⇒警察署>	「110番アプリシステム」は、聴覚や言語等に障がいのあるかたなど、音声による110番通報が困難なかたが、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。	・聴覚障がい者 ・音声言語障がい者

名 称	内 容	対 象 者
FAX 119番 <手続先⇒消防署指揮係>	所定の緊急通報用紙で、FAXによる災害通報に対応します。 ※事前の届け出は不要です。ご利用の際は、市ホームページから119番通報緊急FAX用紙をダウンロードして、事前に記入するなど通報に備えて下さい。	・聴覚障がい者 ・音声言語障がい者
eメール119番 緊急通報システム <手続先⇒消防署指揮係>	eメールによる災害通報に対応します。 ※ 事前に届出が必要です。所定の申請書（市ホームページからダウンロード可能です。）をメール、FAX、郵送又は直接持参して下さい。	・聴覚障がい者 ・音声言語障がい者
NET 119 緊急通報システム <手続先⇒消防署指揮係>	スマートフォン等による音声によらない災害通報に対応します。 ※ 事前に登録が必要です。市ホームページで登録方法についてご案内しています。	・聴覚障がい者 ・音声言語障がい者
あさひ安全安心メール <手続先⇒危機管理課>	災害時の警報情報や避難所開設情報等の防災・気象情報、不審者情報や犯罪発生状況、交通死亡事故情報等の防犯・交通情報をメールで配信します。 ※ メールを受信するには事前登録が必要です。地域福祉課及び危機管理課の窓口に登録方法が記載されたチラシを用意しています。また、市ホームページでも登録方法等についてご案内しています。	・聴覚障がい者 ・音声言語障がい者 ※障がいのないかたでも利用できます。
尾張旭市電話・FAX防災情報 配信サービス <手続先⇒危機管理課>	避難情報、避難所開設情報、国民保護情報等を電話やFAXに配信します。 ※ 事前に届出が必要です。所定の届出書（市ホームページからダウンロード可能です。）をメール、FAX、郵送又は直接持参	・視覚障がい者 ・聴覚障がい者で携帯電話・スマートフォンをお持ちでないかた

名 称	内 容	対 象 者
尾張旭市防災アプリ <手続先⇒危機管理課>	平常時に防災情報を確認できるほか、災害時に緊急情報を確認できるスマートフォン向けのアプリです。 ○事前に登録が必要です。地域福祉課及び危機管理課の窓口に登録方法が記載されたチラシを用意しています。また、市ホームページでも登録方法についてご案内しています。	・聴覚障がい者 ・音声言語障がい者 ※障がいのないかたでも利用できます。
NHK受信料の免除 <手続先⇒地域福祉課>	NHKの受信料が免除されます。 ※福祉事務所長の証明が必要です。 ※免除申請書は地域福祉課にあります。	<半額免除> 世帯主が ① 視覚・聴覚障がい者 ② 身体障がい者1,2級 ③ 知的障がい者A判定 ④ 精神障がい者1級 <全額免除> ①身体・知的・精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税
携帯電話料金の割引 <手続先⇒各携帯電話会社>	基本使用料等が割引となる場合があります。 ○手帳の提示が必要です。 ○詳細は各携帯電話会社にご確認ください。	障がい者

名 称	内 容	対 象 者
ヘルプカード・ヘルプマーク・ 耳マークシールの配布 <配布場所⇒地域福祉課>	外見では障がいのあることがわかりにくい人や、自分から困ったと伝えるのが困難な人が携帯することで、周囲に支援や配慮を求めやすくするものです。 ※ 申請不要・無料。郵送での配布はしていません。 一人につきヘルプカード1枚、ヘルプマーク1個まで。	・本市に在住、在学、在勤等で、障がいのあるかた、難病のかた、その他支援を必要とするかた ※手帳の有無は問いません。

《ヘルプカード》



カード型のもので、財布などに入れておくことができます。裏面に配慮や支援してほしい内容などをあらかじめ記入しておき、困ったときに提示することで、周囲に知らせます。

《ヘルプマーク》



ストラップ型のもので、かばんなどに装着することで周囲に知らせます。付属物として、シールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付することができます。

カードやマークを持っているかたが困っているのを見かけたら、まずは声をかけてください。そして、必要に応じてカードやマークの記載内容を確認し、温かい支援をお願いします。

IX その他

I 各種の相談事業

▽ 障がい者の総合相談

- ・内 容 障がいのあるかたや、その家族のかたの相談に応じ、必要な支援・助言を行います。
- ・場 所 尾張旭市障がい者基幹相談支援センター（尾張旭市役所 南庁舎1階）
- ・相談日 平日（月～金） 午前9時00分～午後5時00分
- ・電 話 53-2111（直通 76-8140）

▽ 手話通訳

- ・内 容 聴覚障がいのあるかたが、市役所で申請手続きや相談などをする際に手話通訳を行います。
- ・場 所 尾張旭市役所 地域福祉課
- ・相談日 毎週月曜日 午前9時～正午、毎週木曜日 午後1時～午後4時30分（祝日の場合は翌日）

▽ こども・子育て相談

- ・内 容 家庭における児童養育などの相談に応じています。
- ・場 所 こども家庭課（保健福祉センター3階）
- ・相談日 平日（月～金） 午前9時～午後4時
- ・電 話 53-6102

▽ こどもの発達相談

- ・内 容 お子さんの発達に関する不安や悩み、関わり方などの相談に応じています。
 - ・場 所 こどもの発達センターにここ（保健福祉センター3階）
 - ・相談日 平日（月～金） 午前9時～午後5時
 - ・電 話 53-6103
- ※ 上記のほか、医師、言語聴覚士、臨床心理士による予約制の専門相談も実施しています。詳細はお問い合わせください。

▽ こころの健康相談

- ・内 容 精神保健福祉士が、心の病で悩んでいるかたやその家族のかたの相談に応じています。
- ・場 所 健康課（保健福祉センター1階）
- ・相談日 水曜日（月3～4回。日程は広報誌で）
午前10時～午後3時20分（1人1回あたり50分以内）
- ・電 話 55-6800 ※予約制ですので、事前に健康課までお申し込みください。

※ 令和8年10月1日より、開庁時間を午前9時から午後4時までに変更予定です。
開庁時間の変更に伴って、相談可能な時間が変更になっている場合があります。
詳しくは各事業の担当部署にお問い合わせください。

▽ 精神保健福祉相談（メンタルヘルス相談、アルコール・薬物依存相談、ひきこもり相談）

- ・内 容 瀬戸保健所では、電話や面接による精神保健福祉・メンタルヘルスに関する相談、アルコール・薬物依存に関する相談、ひきこもりに関する相談等をご本人やご家族などを対象に行っています。
- ・場 所 瀬戸保健所
- ◆相談日 平日（月～金）午前9時～午後4時30分（正午から午後1時まで除く）
- ・電 話 82-2158（事前に電話でご連絡ください。）

▽ 愛知県高次脳機能障害者社会復帰促進事業実施機関（笑い太鼓）

- ・内 容 高次脳機能障がい者の家族のかたに対して、相談支援を行っています。
- ・場 所 名古屋市東区東大曽根町 25-2
- ・連絡先 電 話 052-805-8745

▽ 尾張東部障がい者就業・生活支援センター アクト

- ・内 容 在宅障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する支援・助言や職業準備訓練の斡旋等、雇用・福祉・教育等の関係機関と協力しながら、職業生活の自立を図るための支援を行います。
働く・暮らすための目標を設定して、応援するところです。
- ・場 所 尾張東部障がい者就業・生活支援センター アクト
中継事業所：名古屋市名東区梅森坂3丁目3607
本部：尾張旭市東印場町二反田146
- ・受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（ただし、土・日・祝日、お盆、年末年始を除きます。）
- ・問合せ先 尾張東部障がい者就業・生活支援センター アクト
電 話：（052）709-3891 FAX：（052）709-3892
Email：act@kidoairaku.org
※担当スタッフがセンター不在の場合もありますので、できるだけ事前に電話でご連絡ください。

▽ 尾張東部権利擁護支援センター（あすライツ）

（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町が共同で設置）

- ・内 容 成年後見制度は、知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分になり、自身に関わる契約や財産管理などが困難になった人を法律的に支援する制度です。この制度を知っていただき利用していただくため、制度の説明や支援を行います。
- ・場 所 日進市竹の山四丁目301番地 日進市障害者福祉センター内
- ・受付時間 午前9時～午後5時（ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。）
- ・問合せ先 電 話：（0561）75-5008（事前申込み） FAX：（0561）75-5088
- ・巡回相談 毎月第1木曜日午後1時に市役所 市民相談室で実施

2 障害福祉サービス事業所（市内）

（１）障害福祉サービス事業所（相談系）

…障がい者等の相談を行ったり支給決定時の障害福祉サービス等の利用計画の作成等を行います。

施設・事業所名	住 所	電話番号	FAX	特定	一般	障害児
ひまわり	上の山町間口 2584 番地 2589 番地 2	53-9500	53-9520	○		
相談支援事業所 くすのき	東印場町二反田 146	54-8677	52-5492	○		
つぐみ	緑町緑ヶ丘 18-1 サンライズ緑ヶ丘 306 号室	76-0242	76-0243			○
相談支援事業所まもる	桜ヶ丘町二丁目 61 メゾンドアサミ I D	080-2638-9633	76-9507	○		
ジョブウェル	瀬戸川町 2-3 パレス T-2	54-5730	54-5732	○		
相談支援事業所 Little あいらんど	東本地ヶ原町 3-25 ゼンランドール晴丘 601	080-8975-2085	52-7639	○		
相談支援 輪Rin	旭ヶ丘町旭ヶ丘 5749-1	76-0648	76-0648			○
尾張旭市 相談支援	霞ヶ丘町北 278	052-768-0338	052-768-0337			○
尾張旭市障がい者 基幹相談支援センター	東大道町原田 2600-1 (市役所南庁舎 1 階)	76-8140	53-2280	○	○	

（２）障害福祉サービス事業所（訪問系）

…内容については P15 をご覧ください。

施設・事業所名	住 所	電話番号	FAX	居宅	重訪	行動	同行
介護事業所 正ちゃん家	南本地ヶ原町 2-66-4	52-7619	52-7639	○	○		○
訪問介護すずらん	城前町 3-1-18	54-7810	54-7910	○	○		○
ケアサポート 訪問介護事業所	井田町 2-290 ハイツ西山 103 号室	55-3305	52-3921	○	○		○
訪問介護あんず	井田町 1-178	56-9360	56-9361	○	○		○
ひだまり訪問介護事業所	新居町寺田 3011 レジデンス新居 201 号	53-6231	53-8566	○	○		○
ヘルパーステーション すずらん尾張旭市	狩宿新町 1-65	53-8633	53-8633	○	○		
ヘルパーステーション トライ	三郷町栄 3-1 プレミアム三郷 6A	78-9182	78-3279	○	○		○
ライフケアサポート にこまる	西山町 1-3-21	052-799-9340	052-799-9341	○	○		
訪問介護サービス もみの木	東本地ヶ原町 3-25 ゼンランドール晴丘 406	56-8360	56-8361	○	○		

施設・事業所名	住 所	電話番号	FAX	居宅	重訪	行動	同行
ヘルパーステーション松葉	桜ヶ丘町 2-61 マグノアミ D	76-9506	76-9507	○	○		
COSMOS AJUDANTE (コスモ アジュダント)	南栄町旭ヶ丘 124-3	78-1848	78-1848	○	○	○	○
ニチイケアセンター印場	渋川町 2-11-5 季樹 302	55-7598	52-2283	○	○		
訪問介護かぎしっぽ	南原山町石原 126-10 ハイアムレ 101 号室	57-6581	57-6525	○	○		○
指定訪問介護事業所 ひょうたん島	南栄町旭ヶ丘 40-1	51-5538	51-5596	○	○		
ユースタイルケア 尾張旭センタ ー	緑町緑ヶ丘 17 番地 1 ソフィア緑ヶ丘 206 号	78-8745	78-8745	○	○		
ヘルパーステーション LasIQ	大塚町 2-1-1 グレイスビル 203 号室	052-715-4404	052-715-4405			○	○
チアフル訪問介護事業所	東印場町一丁目 16 番 地 8	56-8101	56-5427	○	○		
わんだふる訪問介護	大塚町三丁目 2 番地 4 5	050-5530- 0725	052-700-08 28	○	○	○	○

(3) 障害福祉サービス事業所（日中活動系）…内容については、P15・P16 をご覧ください。

施設・事業所名	住 所	電話番号	FAX	生活 介護	就労 移行	就労 A 型	就労 B 型	自立 訓練	就労 定着
くすの木	東印場町二反田 146	54-8677	52-5492	○			○		
ひまわり	上の山町間口 2584 番地 2589 番地 2	53-9500	53-9520	○			○		
生活介護事業所ちーとい	東印場町 2-1-10	48-7294	76-7800	○					
ムーンワーカーズ	柏井町公園通 160-1 第二水野ビル 2F	54-6565	54-6565				○		
障がい者就労支援事業所 ジョブウェル	瀬戸川町 2-3 パレス T 2	54-5730	54-5732		○				○
デノック	北山町北新田 14-16	76-9974	76-9975			○	○		
心暖（こはる）	南栄町旭ヶ丘 24-7	78-0103	78-1305				○	○	
生活介護事業所 よつ葉ハウス	狩宿町 1-44-1	76-1231	76-1235	○					
名東キャリアセンター	東本郷ヶ原町 2-6	41-8484	41-9777		○				
ゼロ ファースト	北山町北新田 19-1 4 階	76-8977	76-8978			○			
ほまれの家尾張旭店	大塚町 2-1-1 グレイスビル 106 号	052-775-0077	052-775-006 6			○			

施設・事業所名	住 所	電話番号	FAX	生活 介護	就労 移行	就労 A 型	就労 B 型	自立 訓練	就労 定着
オービット	旭前町 5-7-8 アネックスビル 3 階	56-6580	56-6578				○		
なごやかステーション	旭ヶ丘町長洞 5848	53-2150	53-2160				○		
生活介護事業所 ちびず	城前町 2-7-16	56-5375	56-5376	○					
COSMOS ONLY ONE (コスモス オリーワン)	南栄町旭ヶ丘 124-3	78-1848	78-1848	○					
SAKURA BASE (サクラベース)	平子町長池上 6400-1	65-5966	65-5967	○			○		
B 型作業所 かっぱ	東栄町 1-10-11	54-6300	54-6301				○		
就労継続支援事業所 多機能型 Bild (ビルト)	東栄町 3-1-1	52-0550	56-0580			○	○		
就労継続支援 B 型事業事業所イロドリ	新居町寺田 3066-1	76-6590	76-6591				○		
YS サポート 陶栄	三郷町陶栄 3 0 セレブビル 1 階	76-6030					○		
エール尾張旭	北本地ヶ原町三丁目 9 3 番地	59-5681					○		
SAKURA	旭前町 5-7-27	59-5465	59-5467				○		
生活介護ひまわり	北 原 山 町 六 田 池 2214-12	090-9994 -8387	052-753- 8683	○					
ライフサポートひなた	緑町緑ヶ丘 33-1						○		
さたぱんびん	東栄町 1-1-4						○		
にこライフ	瀬戸川町 1-128			○					

(4) 共同生活援助 (グループホーム) …内容については P15 をご覧ください。

施設・事業所名	住 所	電話番号	FAX
ひまわりホームⅡ	東本地ヶ原町 3-25 セゾンプラントール晴丘 211・311・312・411	52-8115	53-9520
Leaf (リーフ) 2nd・3rd	緑町緑ヶ丘 52	58-9097	58-9203
Leaf (リーフ) 1st	印場元町 4-4-15	51-0795	51-0796
たいようの家	旭ヶ丘町旭ヶ丘 5779-7	78-5806	78-5806
わおん プレミア	白鳳町 2-56	42-7561	42-7561
わおんプレミア 尾張旭中央	東大道町曾我廻間 2330-15	41-9130	41-9130
グループホーム ふくろう	庄南町 1-15-13	052-799-5670	052-799-5680
グループホーム ちびず	城前町 2-7-16	76-6551	76-6552
ソーシャルインクルーホーム 尾張旭狩宿町	狩宿町 4-130	53-1511	53-1512
ソーシャルインクルーホーム 尾張旭吉岡町	吉岡町 1-7-23-2	052-776-1666	052-776-1777
共同生活援助さぼてんほーむ	東栄町 1-1-17	56-3725	56-3725

施設・事業所名	住 所	電話番号	FAX
共同生活援助さばてんほーむ	東栄町 1-1-17	56-3725	56-3725
アイビスの家 尾張旭東山	東山町 2-2-5	052-778-8725	052-778-8726
グループホーム アンジュ	晴丘町東 67-4、67-5	080-4051-6117	67-6555
グループホーム エールダンジュ	緑町緑ヶ丘 100-111	52-9958	65-5265
すみれ	北原山町六田池 2214-12	090-5861-9267	050-1725-1958

(5) 短期入所 (ショートステイ) …内容については P15 をご覧ください。

施設・事業所名	住 所	電話番号	FAX
ショートステイ エールダンジュ	緑町緑ヶ丘 100-111	52-9958	052-737-4223
ソーシャルインクルーホーム 尾張旭狩宿町	狩宿町 4-130	53-1511	53-1512
ソーシャルインクルーホーム 尾張旭吉岡町	吉岡町 1-7-23-2	052-776-1666	052-776-1777
グループホーム アンジュ	晴丘町東 67-4、67-5	080-4051-6117	67-6555
ユニバースプラス	吉岡町三丁目 1 番地 3、1 番 2 の一部	42-6900	

(6) 障がい児通所支援 …内容については P18 をご覧ください。

施設・事業所名	住 所	電話番号	FAX	児童 発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
児童発達支援センター 楽田 RAKUDA	旭ヶ丘町旭ヶ丘 5749-1	51-2708	56-2328	○		
放課後等デイサービス 楽田 RAKUDA	平子町西 3-1	51-0333	51-0333		○	
楽田 RAKUDA/NEXT	西大道町前田 3718	42-8035	42-8036		○	
にこまる	西山町 1-3-21	052-799-9340	052-799-9341	○	○	
にこライフ	瀬戸川町 1-128	76-6252	76-6253	○	○	
I P P O	狩宿町 4-41-1 横地ビル 2 階	76-8995	76-8996		○	
ちびず	城前町 4-1-28	76-3155	76-3156		○	
キッズ・あいびい～V	柏井町公園通 488-2	59-3430	59-3431	○	○	
このき尾張旭校	瀬戸川町 2-83 ドリームイン 35 1A 号室	59-5001	59-5002	○	○	
多機能型事業所 楽いく	浜川町 3-11-8	59-8080	59-8081	○	○	
チャイルドサポート ～森のまち～	南原山町赤土 319-15 第 1 サクセスビル 2 階	78-1276	78-8452		○	
おこめ	向町 1-2-8 アルファ尾張旭 102	52-5158	56-2206	○	○	
放課後等デイサービス ユニバース	吉岡町 3-1-2	42-6900	42-6902		○	

施設・事業所名	住 所	電話番号	FAX	児童 発達支援	放課後等 サービス	保育所等 訪問支援
ユニバースⅡ	大塚町 3 丁目 2 番地 2・2 番地 3	052-737-9 878	052-737-9 895		○	
そらのとり	東大道町原田 68 愛知聖ルカ教会	76-1270	76-1273	○	○	○
児童発達支援 glee 尾張旭教室	北本地ヶ原町 4-29	56-1500	56-1505	○	○	
児童発達支援専門教室 Flocorir	桜ヶ丘町 1-107-8	78-0786	78-0786	○	○	○
児童発達支援専門教室 Flocorir Fit	北本地ヶ原町 1-18	76-9133	76-9132	○	○	
S. I. C. KIDS 尾張旭校	三郷町陶栄 11	52-1135	52-1136	○	○	
こどもサポート教室 「きらり」尾張旭校	東栄町 1-7-16 第一松田ビル 2 階 A 号室	52-1226	52-1226	○	○	
くろーばー	東栄町 3-2-6	55-0968	55-0969	○	○	
こどもプラス尾張旭教室	三郷町栄 55-2 第一エミネンスアキタビル 1 階	56-2466	56-2466	○	○	
放課後等デイサービス CUBE	庄中町 1-8-20	56-7893	56-7894		○	

3 地域生活支援事業指定事業所（市内）※市外の事業所については地域福祉課までお問合せください。

（１）移動支援 …屋外での移動が困難なかたの外出、移動を支援（介助）します。

事業所名称	事業所所在地	電話番号
訪問介護すずらん	城前町三丁目 1 番地 18	54-7810
ケアサポート訪問介護事業所	北原山町鳴湊 1751 番地 6	55-3305
ヘルパーステーション トライ	西の野町五丁目 70 番地 1	56-1655
COSMOS AJUDANTE	南栄町旭ヶ丘 124 番地 3	78-1848
介護事業所正ちゃん家	南本地ヶ原町二丁目 66 番地 4	52-7619
ヘルパーステーション松葉	桜ヶ丘町二丁目 61 番地 メゾンドアサミ 1D	76-9506
訪問介護かぎしっぽ	南原山町石原 126 番地 10 ハイツアマーレ 101 号室	57-6581
訪問介護あんず	井田町一丁目 178 番地	56-9360

（２）日中一時支援 …家族の就労支援及び日常的に介護をしている家族の一時的な休息のためのものです。

事業所名称	事業所所在地	電話番号
くすのき	東印場町二反田 146 番地	54-8677
ひまわり	上の山町間口 2584 番地 2589 番地 2	53-9500
COSMOS ONLY ONE	南栄町旭ヶ丘 124 番地 3	78-1848
くろーばー	東栄町三丁目 2 番地 6	55-0968

(3) 訪問入浴サービス . . . 家庭で入浴させることが困難な重度のかたに移動入浴車を派遣します。

事業所名称	事業所所在地	電話番号
アスケア訪問入浴 尾張旭	瀬戸川町一丁目 202 番地	050-3317-1681
訪問入浴なみとかぜ	桜ヶ丘町三丁目 71 番地	58-5994

(4) 地域活動支援センター

現在市内で指定をしているところはありません。

4 その他の施設・活動

施設・事業所名	住 所	電話・FAX	内 容
ピンポンパン教室	尾張旭市稲葉町 1-43	52-0200	親子で一緒に通いながら、お子さんの発達や子育ての悩みを職員と考えながら、お子さんの成長を見守り、促していく通園施設です。
フレンズ・ハウス (サークル・フレンズ)	瀬戸市南山町 2-127-2	電話 85-8601 FAX 82-1498	高次脳機能障害者とその家族のグループです。作品展やバザーを通じて地域とのふれあいを深めています。

5 支援団体・ボランティア団体・当事者団体

団体名	住 所	電話・FAX	内 容
尾張旭市社会福祉協議会 ボランティアセンター	尾張旭市渋川町 3-5-7	電話 51-5535 FAX 51-5543 ボランティア センター	ボランティアに関する相談やコーディネートなどを行っています。
音訳グループ あけぼの会			視覚障がい者のかたへ印刷情報等を録音して届けています。
点訳グループ あかね会			小説・取扱説明書・時刻表等、リクエストに応じて点訳します。視覚障がいのご家族をお持ちのかたで、点訳を体験してみたいかたの相談に応じます。
要約筆記 OHPひまわり			聴覚障がい者のかたに筆記通訳をしています。要約筆記を必要とされるかたや学びたいかたの相談に応じます。
手話グループ 手と手の会			手話を通じて聴覚障がい者のかたへの理解を深めています。
手話サークル あさひ			手話を通じて聴覚障がい者のかたへの理解を深めています。
尾張旭市身体障害者福祉協議会		地域福祉課 電話 76-8142	身体障がい者が健康で生きがいを持って生活できるよう活動する当事者団体です。

障害程度別主要事業一覧(制度の概要については掲載ページをご覧ください)

分類		手当・年金・扶養共済制度							医療の援助				日常生活の支援			
掲載ページ		3	3	3	4	4	4	6	7	8	8	8	9	9	10	10
制度	手帳の種類															
		特別障害者手当※	障害児福祉手当※	在宅重度障害者手当※	重度心身障害児介護手当※	特別児童扶養手当※	児童扶養手当・遺児手当※	心身障害者扶養共済制度	精神障害者医療費(通院・入院)	障害者医療費	後期高齢者医療制度への加入	後期高齢者福祉医療費	補装具費の給付※	日常生活用具の給付	ストーマ用装具の保管	日常生活自立支援事業
身体障害者手帳	視覚障害	1	△	○	○	○	△	△	△		○	○	○	△	△	
		2	△	△	○	○	△	△	△		○	○	○	△	△	
		3			△		△		△		○	○	○	△	△	
		4												△	△	
		5												△	△	
		6												△	△	
	聴覚障害	2	△	○	○	○	△	△	△		○	○	○	△	△	
		3	△	△	△		△		△		○	○	○	△	△	
		4												△	△	
		5												△	△	
		6												△	△	
	音声・言語・そしゃく機能障害	3			△		△		△		○	○	○	△	△	
		4					△					△		△	△	
	肢体不自由	1	△	○	○	○	△	△	△		○	○	○	△	△	
		2	△	△	○	○	△	△	△		○	○	○	△	△	
		3			△		△		△		○	○	○	△	△	
		4					△				△	△	△	△	△	
		5									△		△	△	△	
		6									△		△	△	△	
	内部障害	1	△	△	○	○	△	△	△		○	○	○	△	△	△
		2	△	△	○	○	△	△	△		○	○	○	△	△	△
		3	△	△	△		△		△		○	○	○	△	△	△
		4	△	△			△				△		△	△	△	△
療育手帳	A	△	○	○	○	○		△		○	○	○		△		○
	B			△		△		△		○		○		△		○
	C					△		△								○
精神障害者保健福祉手帳	1	△				△	△	△	△	△	○	○				○
	2					△		△	△	△	○	○				○
	3					△		△	△			△				○

○…概ね該当 △…一部該当 空欄…非該当又は判断不能

日常生活の支援								税の控除・減免		住宅の整備		交通・社会生活等の支援								
10	10	10	10	11	11	11	12	13	14	22	22	22	23	23	23	23	24	25	27	
福祉資金の貸付※	手話通訳者・要約筆記者の派遣	声の広報の発行	あさひ訪問収集	紙おむつの給付（社会福祉協議会）	家具転倒防止支援事業	日常生活支援券の支給※	郵便等による不在者投票	税の控除・減免	軽自動車税等の減免	住宅改修費の給付	耐震シェルター整備事業費補助	福祉向け県営住宅への入居	自動車改造費の助成※	自動車運転免許取得費※	移送サービスの利用助成	タクシー料金の助成	市営バス「あさびー号」無料乗車	有料道路通行料の割引	NHK受信料の免除※	
○		○	△		○	○		○	△		△	△				○	○	△	○	
○		○	△		○	○		○	△		△	△				○	○	△	○	
○		○	△			○		○	△		△	△					○	△	○	
○		○	△			○		○	△		△	△					○	△	○	
○		○	△			○		○			△						○	△	○	
○		○	△			○		○			△						○	△	○	
○	○		△		○	○		○	△		△	△		○		○	○	△	○	
○	○		△			○		○	△		△	△		○		○	○	△	○	
○	○		△			○		○			△	△		○			○	△	○	
○	○		△			○		○			△			○			○	△	○	
○	○		△			○		○	△		△	△		○			○	△	△	
○	○		△			○		○			△	△		○			○	△	△	
○			△		○	○	△	○	△	△	△	△	△	○	△	○	○	△	○	
○			△		○	○	△	○	△	△	△	△	△	○	△	○	○	△	○	
○			△			○		○	△		△	△	△	○		△	○	△	△	
○			△			○		○			△		△	○			○	△	△	
○			△			○		○	△		△	△					○		○	
○			△	○	○	○		○			△	△				○	○		△	
○			△	○	○	○		○			△	△					○		△	
○			△			○		○			△						○	△	△	
○			△		○	○		○	△		△	△				○	○		○	
○			△			○		○			△	△					○		△	
○			△			○		○			△						○		△	

※ 所得などの制限があります。

【お問い合わせ一覧】

施設・事業所名	住 所	電話	F A X
尾張旭市役所 尾張旭市福祉事務所 (地域福祉課障がい福祉係)	尾張旭市 東大道町原田 2600-1	76-8142	52-0831
尾張旭市障がい者 基幹相談支援センター	尾張旭市 東大道町原田 2600-1 (市役所南庁舎 1 階)	76-8140	53-2280
尾張旭市社会福祉協議会	尾張旭市 新居町明才切 57 (保健福祉センター 1 階)	54-4540	51-1880
愛知県中央児童 ・ 障害者相談センター	名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7253	052-950-2355
愛知県守山警察署	名古屋守山区脇田町 401	052-798-0110	052-798-3805
東尾張県税事務所 (県税)	春日井市鳥居松町 3-65	0568-81-3139	0568-84-6563
名古屋東部県税事務所 (県税)	名古屋市中区新栄町 2-9 (スカイオアシス栄内)	052-953-7865	052-953-7722
尾張瀬戸税務署 (国税)	瀬戸市熊野町 76-1	82-4111	—
ハローワーク瀬戸 (瀬戸公共職業安定所)	瀬戸市東長根町 86	82-5123	83-8226
瀬戸保健所	瀬戸市見付町 38-1	82-2196	82-9188
尾張旭市消防署	東大道町曽我廻間 2301-1	51-0119	51-0834

【MEMO】